## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(整理番号 一 )

処	分	名	年次報告	告、随時報告、合併報告、株式交換等報告、臨時報告の確認
根拠法令および条項		中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 12 条第 37 項		
所管	部課グルー	·プ名	産業技術	<b></b> お課工業・繊維グループ(電話 0776-20-0370 (内線 2745))
	項		目	内容
審				・中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 12条第37項の規定に合致していること。
				・中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 12条第2項、第4項、第6項、第8項から第10項まで、第12 項から第30項まで、第32項または第34項から第36項までに 基づく報告書および書類の提出があること。
查				
基				
準				
	設定年月	日	平成 30 4	年 9 月 13 日設定(令和元年 9 月 1 日最終変更)
標準処理期間				2 月
	設定年月	月	平成 30 4	年9月13日設定(平成 年 月 日最終変更)